



さがみはら 都市農業振興ビジョン2025

相模原市



はじめに

近年、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増大など、わが国の農業を取り巻く環境は厳しくなっております。国は、農畜産物の付加価値を高めることによる農業所得の向上をめざし、農業の6次産業化や農畜産物の海外輸出の推進、農地の集積・集約化など、農業の成長産業化を図る農政改革を進めております。

こうした中、本市においては、72万の人口を擁する大消費地であるという立地の優位性をいかし、安全・安心な市内農畜産物に対する消費者ニーズの高まりに応え、新鮮で安全・安心な農畜産物の生産をはじめ、市民農園のような身近な農業体験・交流活動の場の提供や良好な景観の形成など、都市農業の推進を図ってきたところでございます。

この度、本市の現状や課題を踏まえ、新しい時代を見据えた都市農業のあるべき姿を示す「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」を策定いたしました。

本ビジョンは、持続可能な都市農業の創造と魅力ある新たな農業の振興に向けた方向性を定め、都市部と中山間地域の特性をいかした施策を展開するため、「農業の持続的な発展」「みんなで支える農業」「2つの地域特性の活用による農業振興」「農地の保全」の4つを基本理念として掲げております。

さらに、基本方針として、優良な農地で多様な担い手が効率的かつ安定的な農業経営を行うための「持続可能な力強い農業の確立」と、農業の多面的な機能を最大限に発揮することによる「市民・地域に貢献できる農業の推進」の2つを位置付け、本市農業の一層の発展に力を尽くしてまいります。

結びとなりますが、本ビジョンの策定に当たり、多大なる御尽力をいただきました「(仮称)新・都市農業振興ビジョン検討委員会」の委員の皆様、貴重な御意見や御提言をいただきました農業者、関係団体の皆様並びに関係各位に、心より感謝申し上げます。

平成28年3月

相模原市長 加山俊夫

さがみはら 都市農業 振興ビジョン2025

目次

1	さがみはら都市農業振興ビジョン2025の策定について	1
1	策定の目的	1
2	ビジョンの位置付け	1
3	計画期間	1
2	相模原市の農業における現状と課題について	2
1	担い手における現状と課題	2
2	農地における現状と課題	5
3	農業施策と地産地消の推進における現状と課題	7
3	ビジョンの基本的な考え方について	10
1	基本理念	10
2	基本方針	10
3	施策体系	11
4	ビジョンの基本施策について	12
	基本方針Ⅰ：持続可能な力強い農業の確立	12
1	多様な担い手の育成・確保	12
2	農地の保全・有効活用	15
3	成長産業としての農業の確立	17
	基本方針Ⅱ：市民・地域に貢献できる農業の推進	19
4	地産地消の推進	19
5	農とのふれあいの推進	22
6	農業の多面的機能の活用	24
5	重点プロジェクトについて	25
	重点プロジェクトⅠ 担い手育成プロジェクト	25
	重点プロジェクトⅡ 農地有効活用プロジェクト	26
	重点プロジェクトⅢ 都市農業活性化プロジェクト	27
	重点プロジェクトⅣ 地産地消・農業との交流プロジェクト	27
6	推進体制について	28
	附属資料	29
	用語解説	30

1

さがみはら都市農業振興 ビジョン2025の策定について



1 策定の目的

農業従事者の高齢化、担い手の不足や、有害鳥獣による農産物被害に伴う農業者の営農意欲の減退などにより、経営耕地面積が縮小し、農地の荒廃化が進むなど、本市の農業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。

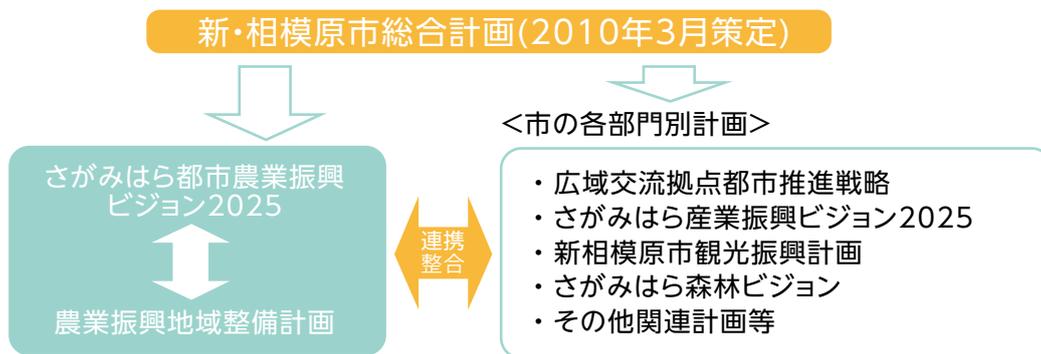
一方、72万市民の大消費地を抱え、農業者は、農産物直売所や大型小売店舗など、様々な販路を確保することができるなどの優位性をいかし、「攻めの都市農業」や更なる地産地消を展開していくことも十分に期待されます。

また、圏央道（さがみ縦貫道路）の開通に伴い市内2箇所インターチェンジが設置され、今後は津久井地域にリニア中央新幹線の関連施設が建設されることなどから、更に都市化の進展が見込まれ、貴重な農地が減少する懸念があるため、都市的土地利用との調和により、確保すべき農地に対して有効な保全策を図る必要があります。

このような状況において、市域には都市部と中山間地域の2つの地域があることから、それぞれの特性を十分にいかした施策展開が必要であり、本市が農業振興施策を実施していく上で、持続可能な都市農業の創造と魅力ある新たな農業の振興に向けた方向性を定める「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」を策定しました。

2 ビジョンの位置付け

新・相模原市総合計画を上位計画として、法定計画である「農業振興地域整備計画」や、本市の部門別計画である「さがみはら産業振興ビジョン2025」、「新相模原市観光振興計画」、その他関連計画等との連携・整合を図ります。



3 計画期間

さがみはら都市農業振興ビジョン2025の計画期間は、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度の10年間とします。

なお、今後、施策の実施状況や国の農業施策の動向などを勘案し、中間年次(5年目)に点検、見直しを行うものとします。

2

相模原市の農業における現状と課題について

本市は、平成18(2006)年3月20日に津久井町・相模湖町と、平成19(2007)年3月11日に城山町・藤野町と合併しました。

この合併により、市内全体の面積は9,040haから32,882haと3倍以上となり、農業振興地域も大きく広がり、農用地域についても321haから774haと2倍以上に増えました。

都市部と中山間地域において、それぞれの地域特性をいかした農業振興施策の展開を図っていく必要があります。

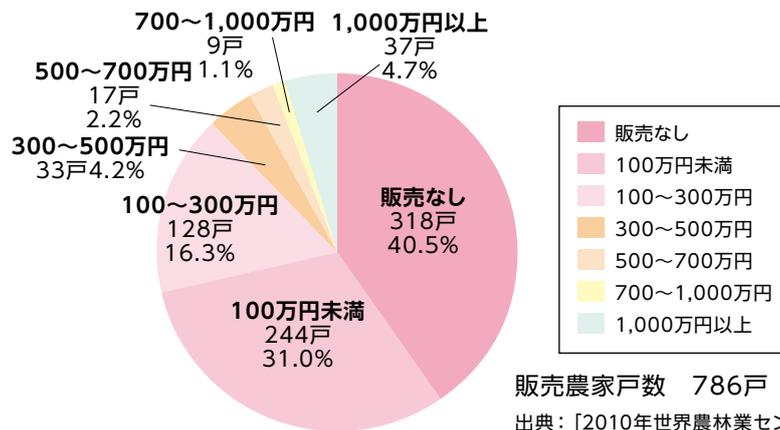
1 担い手における現状と課題

農家戸数については、昭和50(1975)年には、6,157戸ありましたが、平成22(2010)年には、3,245戸に減少しています。

そのうち、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家である「販売農家」は約4分の1に当たる786戸であり、経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の「自給的農家」は2,459戸となっています。

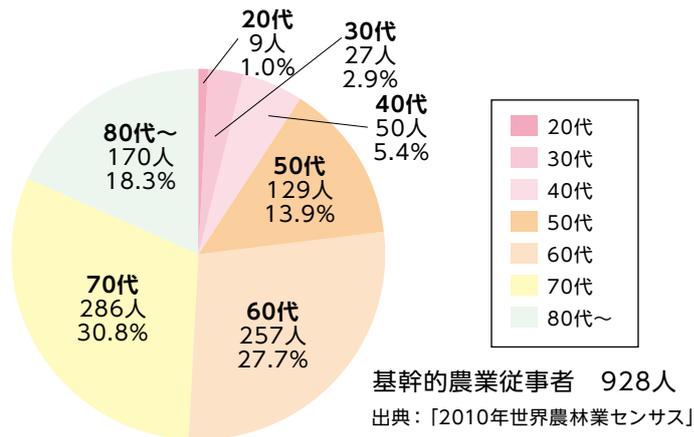
「販売農家」については、「販売なし」の農家が約4割を占め、農産物販売金額が100万円未満である農家を合わせると約7割を占めており、500万円以上となる農家は全体の1割程度となっています。

【販売農家の農産物販売金額別戸数】



また、農業就業人口のうち、主に農業に従事している「基幹的農業従事者」は、928名であり、内訳は、男性621名、女性307名となっています。年代別では、50代、60代が約4割、70代以上が約5割を占め、農業従事者の平均年齢は67.5歳となっており、担い手の高齢化が進んでいる状況となっています。これからの担い手の中心となる40代以下の基幹的農業従事者は1割程度の状況であるため、農業後継者や青年新規就農者を増やすことが課題となっています。

【年齢別基幹的農業従事者の割合】



このように、農業従事者の高齢化や担い手の不足に対応するため、これからの農業を支えていく新たな担い手の確保・育成が重要となります。

ア 認定農業者

地域の中心的経営体である「認定農業者」は、148名(平成26(2014)年4月1日現在)となっており、過去5年間では全体として若干減少傾向にありますが、ほぼ横ばいの状態が続いています。そのうち、60代及び70代以上の占める割合が6割を超えており、30代及び40代で新たな認定農業者を育成する必要があります。

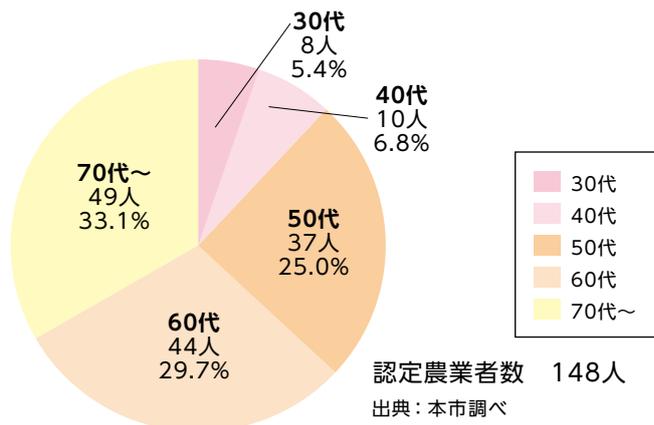
【認定農業者数の推移】

単位：人

年度	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)
認定農業者数	159	155	150	146	148

出典：本市調べ

【年齢別認定農業者の割合】（平成26（2014）年4月1日現在）



イ 農業後継者及び新規就農者

農業後継者については、家族農業経営を行う中で、既に後継者がいる農家もありますが、別の業態で就業している場合も多く、将来的にどの程度農業後継者を増やしていくことができるのかが課題となっています。

また、新規就農者については、ここ3年間で青年層を中心に農業に関心を持ち、新規就農する人が増加傾向にあり、農地の確保や生産技術、経営に対する支援を充実させていく必要があります。

なお、45歳未満の青年新規就農者の確保と定着を図るため、経営が不安定な就農直後の所得支援（年間150万円、最大5年間）を行う「青年就農給付金」制度があり、平成25（2013）年度からの継続している受給者は、6組8人（うち夫婦2組）で、平成26（2014）年度からの新たな受給者は4組5人（うち夫婦1組）であり、合わせて10組13人（うち夫婦3組）となっております。

今後、新たな新規就農者への活用が増加するような取組が必要となります。

ウ 女性農業者

女性の基幹的農業従事者307名のうち、女性農業者の団体で組織された「相模原市あぐりレディース」は、女性農業者間の交流を図りながら、地産地消の推進や地場農産物等の加工技術の向上、販売促進に向けた活動などを行っています。

エ 農業参入している法人

現在、葉物野菜の水耕栽培、露地野菜の栽培、ブルーベリーの生産・加工販売、農家レストラン等を行っている農業生産法人は13社で、また、解除条件付き貸借により異業種から参入した法人は8社となっており、酒米の栽培、牧草等飼料用草木の栽培、食肉用ダチョウの飼育、露地野菜の栽培、加工品の販売等、多様な事業を展開しています。

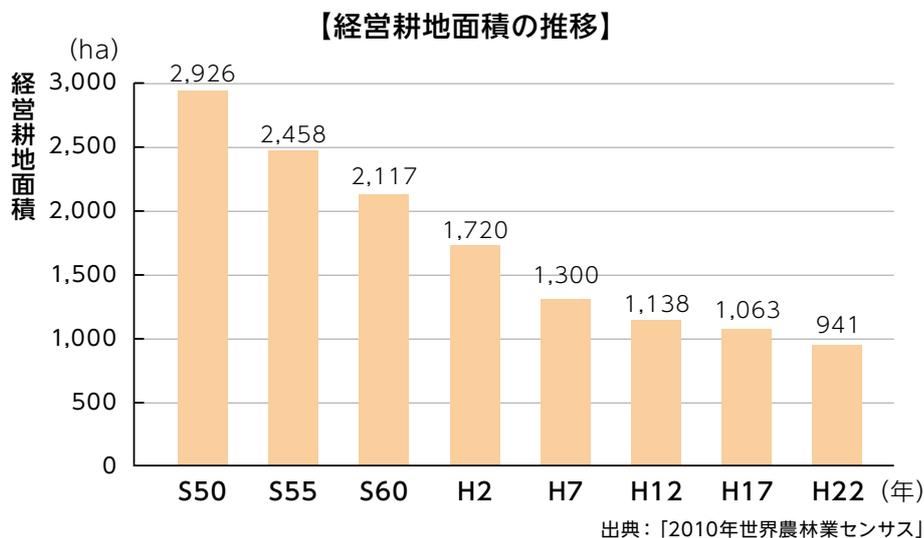
今後も、新たな担い手として農業への法人参入の促進が必要となります。

2 農地における現状と課題

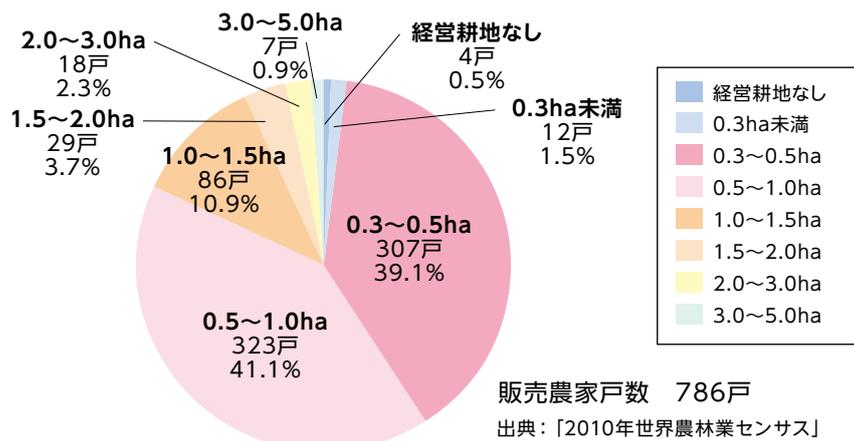
経営耕地面積については、昭和50(1975)年には、2,926haありましたが、平成22(2010)年には、941haとなり、約3分の1に減少しています。このうち、販売農家の経営耕地面積は、551haと約6割を占めています。

しかし、販売農家における経営規模の分布を見ると、経営規模が1ha未満の販売農家が約8割を占めており、今後、地域の中心的経営体や新規就農者、農業参入した法人などの新たな担い手に、農地の利用集積をしていく必要があります。

このため、地域が抱える人と農地の問題を解決するための方向性を示す「人・農地プラン」に基づき、農地の出し手と受け手に対する農地の利用集積を支援し、また、「農地集積バンク」の機能を持つ「農地中間管理機構」や「農地利用集積円滑化団体」の活用を更に進め、経営規模の拡大をめざす農業者に対する農地の利用集積を促進するなどの必要があります。



【販売農家における経営規模の分布】



また、農地の保全や有効利用を図るためには、営農環境の改善が必要であり、圃場整備などの生産基盤整備や有害鳥獣被害対策が重要となります。

ア 耕作放棄地対策

耕作放棄地の解消を図るため、「相模原市耕作放棄地対策協議会」を通じ、農地の再生利用に取り組み、青年新規就農者や農業参入した法人の経営規模拡大、「津久井在来大豆」の生産拡大を促進しており、耕作放棄地を減少させて有効利用を図る取組を継続することが必要となります。

【耕作放棄地面積の推移】

単位：ha

区 域	農用地面積	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H26耕作放棄率(%)
旧相模原市	318	18	16	12	10	7	2.2
旧城山町	53	9	6	7	5	5	9.4
旧津久井町	191	45	24	17	16	15	7.9
旧相模湖町	67	14	12	9	6	5	7.5
旧藤野町	111	51	46	36	35	35	31.5
計	740	137	104	81	72	67	9.1

出典：本市調べ

イ 有害鳥獣被害対策

津久井地域においては、特に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどの有害鳥獣による農産物被害は深刻であり、農業者の営農意欲の減退につながっています。

このため、県及び関係機関と連携し、猟友会等による駆除や追払い等の被害防除対策、被害軽減のための農地への防護柵の設置など、継続的な支援が必要となります。

【防護柵の設置数の推移(簡易防護柵)】

単位：箇所

年 度	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)
設置数	48	25	58	48	58

出典：本市調べ

3 農業施策と地産地消の推進における現状と課題

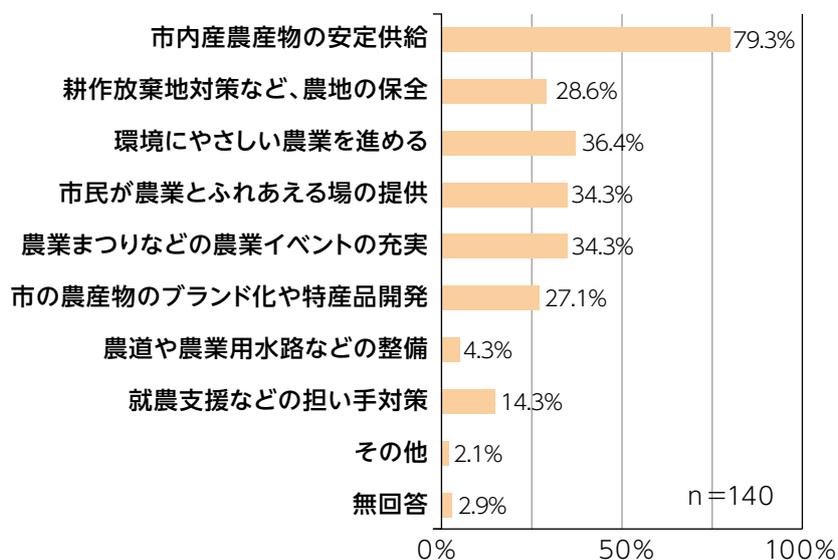
平成25 (2013) 年度市政モニターアンケート調査
テーマ：「農業施策と地産地消の推進」について
市政モニター 回答者数：140人
実施時期：平成25 (2013) 年10月

● 農業施策について

【主なアンケート結果】

○農業施策に期待することとして、「安全・安心な市内産農産物の安定供給」(79.3%)が最も多く、次いで「減農薬などの環境にやさしい農業を進める」(36.4%)、「市民農園や収穫体験などを通じて、市民が農業とふれあえる場の提供」及び「農業まつりなどの農業イベントの充実」(34.3%)という結果となっています。

【農業施策に期待すること】



こうしたことから、安全・安心な市内産農産物の生産や環境にやさしい農業の推進が求められており、農業者の生産振興をする上で、必要な施策であることが分かります。また、市民農園や収穫体験などを通じて、市民が農業とふれあえる場の提供については、都市部における市民農園の整備や農業者が実施している収穫体験などを効果的に情報提供していく必要があります。

【市民農園開設状況】(平成26(2014)年4月1日現在)

	箇所数	区画数	面積(m ²)
コミュニティ農園	5	83	5,767
レクリエーション農園	60	2,837	72,276
健康づくり農園	8	198	10,116
小計	73	3,118	88,159
農家開設型市民農園	6	675	29,061
合計	79	3,793	117,220

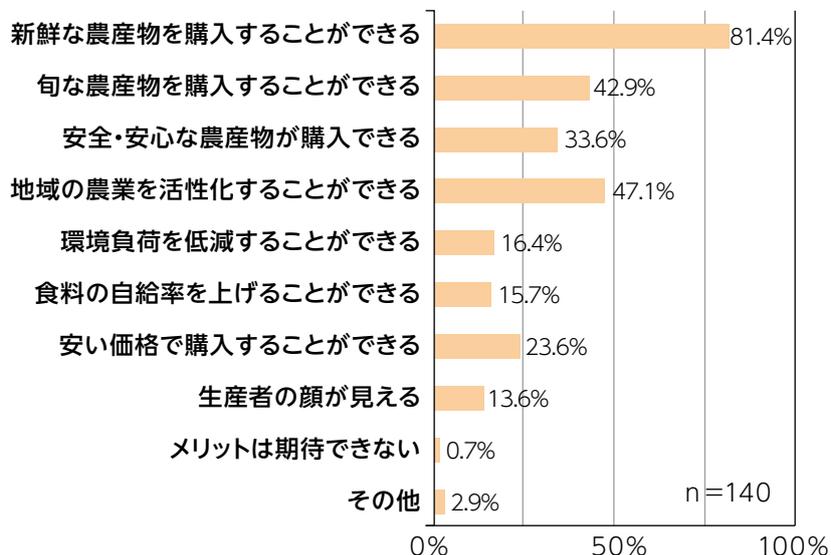
出典：本市調べ

●地産地消の推進について

【主なアンケート結果】

- 市内産農産物を購入する場所については、「スーパー等の市内産農産物コーナー」(72.5%)、「農産物直売所」(40.2%)、「農家の庭先」及び「イベント等での販売」(33.3%)が上位を占めました。なお、市内産農産物を購入しない方の理由としては、「どこで販売しているかわからない」(81.6%)、「販売しているところが近くにない」(31.6%)が挙げられました。
- 市内産農産物の印象については、「新鮮である」(79.3%)、「生産者がわかる」(45.0%)が上位を占めました。
- 「地産地消」の推進により期待されるメリットとして、「新鮮な農産物を購入することができる」(81.4%)が最も多く、次いで「地域の農業を活性化することができる」(47.1%)、「旬な農産物を購入することができる」(42.9%)という結果となっています。

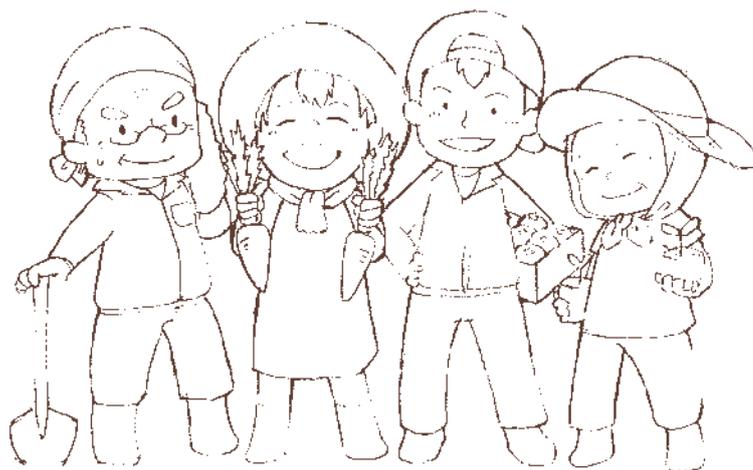
【「地産地消」の推進により期待されるメリット】



市では、さがみはら農産物ブランド協議会と連携し、市内産農産物を「さがみはらのめぐみ」と総称し、地産地消に取り組んでいますが、今後、地産地消を更に推進していく必要があります。

市内産農産物を購入しない方の大半が販売している場所を知らないという現状があることから、「さがみはらのめぐみ」を効果的にPRし、相模原市農業協同組合（以下「相模原市農協」という。）の農産物直売所「ベジたべーな」（平成25（2013）年12月完成）、津久井郡農業協同組合（以下「津久井郡農協」という。）の農産物直売所「あぐりんず つくい」（平成25（2013）年10月完成）を契機として、直売施設の周知を進めていく必要があります。

また、地産地消を推進する上で、地場農畜産物のブランド化への取組が重要です。津久井在来大豆については、味噌、豆腐、納豆などを既に商品化していますが、今後とも、地元の高校や大学、事業者等との連携による地場農畜産物を使用した商品開発を進めていく必要があります。



3

ビジョンの基本的な考え方について

本市の農業の現状や課題を踏まえ、10年後を見通し、これからの都市農業のあるべき姿について、次のような基本理念や基本方針に基づいて、ビジョンを推進していきます。

1 基本理念

● 農業の持続的な発展

「攻めの都市農業」を担う生産者の育成・確保を図るとともに、農地利用の集約化や農業の6次産業化に向けた支援など、それぞれの農業者が自らの判断で創意工夫あふれる経営ができる環境整備を進めます。

● みんなで支える農業

市民が新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費することや農業とふれあう機会を増やすことによって、農業に対する理解を深めるための取組を推進します。

● 2つの地域特性の活用による農業振興

市域には都市部と中山間地域の2つの地域があり、それぞれの特性を十分にいかした農業振興を図ることにより、農業の持つ多面的な機能を更に充実させ、市民の心豊かな暮らしの実現を図ります。

● 農地の保全

今後更に都市化の進展が見込まれ、貴重な農地が減少する懸念があるため、確保すべき農地に対して有効な保全策を図ります。

2 基本方針

4つの基本理念に基づき、2つの柱を基本方針として位置付けます。

基本方針 I

優良な農地で多様な担い手が効率的かつ
安定的な農業経営を行うための
「持続可能な力強い農業の確立」

基本方針 II

農業の多面的な機能を最大限に
発揮することによる
「市民・地域に貢献できる農業の推進」

3 施策体系

基本方針

持続可能な力強い農業の確立

基本施策・個別施策

1 多様な担い手の育成・確保

- (1) 地域の中心的経営体への支援
- (2) 経営力のある担い手の育成
- (3) 農業への法人参入の促進

2 農地の保全・有効活用

- (1) 地域の中心的経営体等への農地の集積
- (2) 新たな農業生産基盤整備
- (3) 耕作放棄地対策
- (4) 有害鳥獣被害対策

3 成長産業としての農業の確立

- (1) 多様な農畜産物の生産振興
- (2) 農業の6次産業化の促進
- (3) 農商工連携の促進
- (4) 情報通信技術等の活用による新たな農業の確立

4 地産地消の推進

- (1) 食農教育の推進
- (2) 農畜産物のブランド化の促進
- (3) 直売所等の活用による販路拡大の支援

5 農とのふれあいの推進

- (1) 市民農園・体験型農園の開設促進
- (2) 農業体験、農に関するイベントへの支援
- (3) 農業と福祉の連携等による支援

6 農業の多面的機能の活用

- (1) 災害時の防災上の空間の確保
- (2) 心安らぐ癒しの空間の提供
- (3) 地域資源をいかした農との連携

重点プロジェクト

重点プロジェクトI
【担い手育成プロジェクト】

重点プロジェクトII
【農地有効活用プロジェクト】

重点プロジェクトIII
【都市農業活性化プロジェクト】

重点プロジェクトIV
【地産地消・農業との交流
プロジェクト】

市民・地域に貢献できる農業の推進

1 かながわの都市農業振興

2 担い手育成の推進

3 農産物の基本的人材育成

4 農産物の基本的人材育成

5 農産物の基本的人材育成

6 推進体制の構築

4

ビジョンの基本施策について



都市農業を振興するため、2つの基本方針に基づき、6つの施策の柱で構成した基本施策により、具体的にビジョンを推進していきます。

基本方針Ⅰ：持続可能な力強い農業の確立

1 多様な担い手の育成・確保

農業従事者の高齢化や担い手の不足に対応するため、新たな認定農業者の確保や農業後継者及び新規就農者の育成、農業への法人参入の促進など、多様な担い手の育成・確保に向けて取り組みます。

1 地域の中心的経営体への支援

営農意欲の高い認定農業者における経営規模の拡大に向けて必要となる施設・機械等の資本装備の整備に対する補助については、実績を検証していくことにより、更に効果的な支援につなげます。

また、認定農業者が経営改善や経営規模の拡大を図るための支援として、「農業経営改善計画」(5年後の経営目標)の作成など経営面の支援の充実や効率的に農地の集積をするための情報提供、国・県・市の補助制度に関する周知などを図ります。

さらに、相模原市農協と連携して開催している「農業研修講座」などを通じて、援農者の育成・確保が必要であり、また、農業者が労働力を必要とする時期に援農者の紹介を行う援農システムや農作業の負担を軽減する農作業受託オペレーター事業の活用により、担い手不足の農業者の効果的な支援を行う体制づくりを進めます。

【既存事業等の今後の取組】

事業名	事業内容	今後の取組
認定農業者育成事業	認定農業者が実施する資本装備の整備に係る費用の一部に対する補助	農業経営において、施設・機械等の資本装備に係る費用は負担が大きいため、経営改善に取り組む農業者に対して農業経営の安定化につながる効果的な支援となるように制度の見直しを行っていく。
経営体育成支援事業	人・農地プランに位置付けられた地域の中心的経営体が融資を活用し農業用機械、施設を導入するために要する費用の一部に対する補助	地域の中心的経営体が経営規模を拡大する場合の設備投資に係る費用の負担を軽減し、農業経営の安定化につなげることで、経営体の育成・確保を支援していく。

農業経営基盤強化資金に関する利子補給	認定農業者が受ける融資の利子の一部に対する補助	農業経営の改善を図る農業者の設備投資に対する負担軽減を図り、経営基盤の安定化及び経営規模の拡大に向けた取組を支援していく。
援農システム整備事業	担い手不足の農業者の労働力不足を補うための援農システム事業に対する支援	担い手の高齢化等による労働力不足に対応するため、農業者の援農者としての基礎的農業技術の修得を図る農業研修講座の受講者の育成及び確保に取り組んでいく。
農作業受託補助事業	農地の適正な保全を図るための農作業受託事業に対する支援	高齢化や担い手不足により、農作業を継続的に実施することが困難になることが想定されるため、耕うん等の農作業を円滑に実施してもらうことにより農地の適正な保全に取り組むよう支援していく。

2 経営力のある担い手の育成

農業後継者及び新規就農者に対して、県農業技術センターや相模原市農協及び津久井郡農協との連携により、技術面・経営面における支援を行います。

新規就農希望者からの相談について、新規就農者に対する補助制度、農地情報、住まいの情報等、相模原市農協及び津久井郡農協や農業委員会等と連携し、円滑に就農できる支援体制を整備します。

市では、青年新規就農者(45歳未満)に対して、経営が不安定な就農直後の所得支援として給付金を支給する国の「青年就農給付金制度」を活用するほか、定着に向けた継続的な支援を行います。

また、地場農産物等の加工技術を持ち、独自の商品を販売する女性農業者を増やし、技術の継承をしていくための支援をします。

【既存事業等の今後の取組】

事業名	事業内容	今後の取組
青年就農給付金制度の活用	経営が不安定な青年新規就農者の確保と定着を図るための就農直後の所得支援	就農する前の事前相談を充実させ、独立可能な技術力や経営力を身に付ける体制を確立した中で、新規就農後の定着をめざす受給者を育成・確保していく。
新規就農者等サポート事業アドバイザー派遣	新規就農者に対する経営面での支援等を行うための専門家の派遣	新規就農者が経営面等で課題を解決するための個別相談や新規就農者に共通課題をテーマにしたセミナー事業など、ニーズに合わせて専門家の派遣を行い、新規就農者を育成していく。

<p>女性農業者団体への活動支援事業</p>	<p>女性農業者の抱える諸問題や構成団体の交流強化及び活動の活性化などに対する支援</p>	<p>女性農業者における地場農産物の加工技術の向上及び技術の継承や団体で取り組むべき課題などに対する活動、新たな女性農業者の育成・確保に向けた取組に対する支援を進めていく。</p>
-------------------------------	---	--



新規就農者情報交換会の様子

3 農業への法人参入の促進

法人からの農業参入に係る相談に対して、事業計画の作成、候補農地の確保や選定、農地所有者への仲介等の支援をすることにより、法人参入の促進に取り組みます。また、「農地中間管理機構」等の活用により、法人が借り受けできる農地に関する情報提供を行います。

2 農地の保全・有効活用

農地の有効活用として、地域の中心的経営体に農地を集積することで、効率的かつ安定的な農業経営を支援します。

また、農業の生産性を向上させるため、農地の整備や営農環境の改善に取り組みます。

1 地域の中心的経営体等への農地の集積

「人・農地プラン」の活用により、経営規模の拡大に意欲的な地域の中心的経営体への農地集積を促進します。

また、新規就農者や農業参入した法人などにも、効率的に一定規模の農地集積ができるよう、農業委員会、相模原市農協及び津久井郡農協、「農地中間管理機構」との連携による体系的な支援体制を確立します。

【既存事業等の今後の取組】

事業名	事業内容	今後の取組
農地流動化助成事業	認定農業者への利用権設定（継続分）による農地の集積に対する助成	認定農業者への農地の利用集積の促進により、作業の効率化などの経営改善が図られ、更なる経営規模の拡大をめざす認定農業者が有効利用できる農地を増加させる取組を行っていく。

2 新たな農業生産基盤整備

大沢南部地区及び田名西部地区の農業生産基盤整備に続き、津久井地域における基盤整備の実施により耕作放棄地を解消していくとともに、農用地区域内等の農道や用排水路の整備によって、生産性の向上を推進します。

【既存事業等の今後の取組】

事業名	事業内容	今後の取組
農道等の維持管理・補修・整備事業	農業用施設の清掃・草刈業務委託、農道、水路等の修繕及び整備	農道等の随時補修や計画的な農道整備、用水路改修に対応するとともに、津久井地域における基盤整備への検討を行っていく。

3 耕作放棄地対策

耕作放棄地の解消を図るため、「相模原市耕作放棄地対策協議会」を通じ、農地の再生利用に取り組み、新規就農者や農業参入した法人などに対する経営規模の拡大を促進します。

【既存事業等の今後の取組】

事業名	事業内容	今後の取組
耕作放棄地対策事業	農用地区域内の耕作放棄地の解消を図るための農地の再生・活用の支援	耕作放棄地の再生作業、農業用機械の借り上げの支援により、青年新規就農者や農業参入した法人の経営規模拡大を促進し、耕作放棄地の多い地域などにおける担い手の育成・確保を図っていく。

4 有害鳥獣被害対策

津久井地域においては、特に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどの有害鳥獣による農産物被害は深刻であり、農業者の営農意欲の減退に繋がっています。

このため、有害鳥獣の駆除、追払いや被害を軽減するための農地への防護柵の設置等を継続的に支援しながら、専門知識や即時対応能力を有する民間事業者等の確保など有害鳥獣被害対策の充実を図っていく必要があります。

【既存事業等の今後の取組】

事業名	事業内容	今後の取組
有害鳥獣駆除対策事業	銃器や捕獲罠等による駆除や追払い等への事業費の一部に対する補助	安定的な農業経営に大きな影響を与えている鳥獣被害は、継続的な取組が不可欠であり、有害鳥獣に対する追払いや銃器・罠による捕獲、農産物の被害を防ぐ講習会等の取組を支援していく。
防護柵設置事業	農業者が農地へ防護柵を設置する費用の一部に対する補助	有害鳥獣による農産物被害は営農意欲の減退につながっており、被害軽減のための農地への防護柵の設置に取り組む農業者に対する支援を引き続き行っていく。



防護柵の設置状況

3 成長産業としての農業の確立

農畜産物の競争力を高めるための生産振興や付加価値を高める取組による農業者の所得の向上を図るため、成長産業としての農業の確立に取り組みます。

1 多様な農畜産物の生産振興

少量多品目の露地栽培や施設栽培について、農産物の生産力を高める生産振興への取組や県農業技術センターとの連携による先進的な栽培技術の導入を促進し、また、化学肥料・化学合成農薬等の使用を低減し、環境に配慮した生産資材等の購入を促すなど環境保全型農業を進めていきます。

また、家畜防疫対策、近代化設備の導入等の事業を推進する拠点となる「市畜産振興協会」が実施する事業を継続的に支援し、市内畜産業の振興を図ります。

【既存事業等の今後の取組】

事業名	事業内容	今後の取組
実験圃場整備事業	施肥技術、栽培技術等の調査研究のため導入する新しい技術等をパイロット的に実施する実験圃場の整備に係る事業費の一部に対する補助	安定的な農産物生産や減農薬栽培の確立により、安全・安心な農産物の普及を図るため、地域の特性にあった様々な農産物の栽培技術及び労働力省力化等の調査を支援していく。
農産物振興対策事業	新鮮かつ高品質な野菜、果実、花卉・植木の安定供給、生産振興を図るための防除用薬剤、資材等の購入に要する費用の一部に対する補助	市民への安全・安心な農産物の提供を行うとともに、生産振興及び地産地消による消費拡大を図るため、「さがみはらのめぐみ」マーク入りの出荷箱・共通の販売用ビニールなど出荷・直売資材の導入や土壌病害虫防除の共同実施などの取組を支援していく。
環境保全型農業関連資材導入支援	環境保全に関連した農業用資材の購入に要する費用の一部に対する補助	安全・安心な農産物の生産を進めるため、環境保全型農業資材の導入及び環境に配慮した低農薬栽培の実施に取り組む農業者の増加を図り、環境保全型農業を進めていく。
環境保全型農業直接支払交付金	環境保全型農業に取り組む農業者団体等に対する交付金の交付	化学肥料・化学合成農薬等の使用を低減し、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加を図り、環境保全に効果の高い営農活動を普及していく。
畜産振興対策事業	市畜産振興協会が実施する家畜防疫対策、近代化設備の導入などに係る事業費の一部に対する補助	畜産業の助長・育成を図るため、家畜防疫対策、近代化施設の整備、環境保全対策、酪農・養豚・養鶏振興対策等、畜産経営の安定に向け継続的な支援をしていく。

2 農業の6次産業化の促進

農業者の6次産業化への取組に関する相談に対して、県等関係機関との連携による事業化に向けた取組の支援や、農産物加工施設の整備に対する取組など農業の6次産業化の促進に向けた取組を検討していきます。

3 農商工連携の促進

商工業者の農畜産物に対するニーズを把握し、農業者とのマッチングの場を提供する地場農畜産物商談会の開催により、市内飲食店やスーパーでの地場農畜産物の利用を促進し、農業者の販路拡大及び地産地消につなげる取組や商工業者との連携により地場農畜産物を利用した商品開発に関する取組を促進します。



地場農畜産物商談会の様子

4 情報通信技術等の活用による新たな農業の確立

施設栽培の管理や露地栽培の圃場管理、肥培管理等の栽培暦のデータ化など情報通信技術を活用した取組や、省力化・高品質生産を実現するためのロボット技術の導入等の研究開発に関する情報を提供するなど、新たな農業の確立に向けた取組を促進します。

基本方針Ⅱ：市民・地域に貢献できる農業の推進

4 地産地消の推進

市民に新鮮で安全・安心な農畜産物を供給し、直売での販路の拡大、地場農畜産物のブランド化や学校給食での活用により、地産地消を更に推進します。

1 食農教育の推進

保育園・幼稚園、小・中学校との連携による幼少期からの食農教育の体制づくりを確立し、学校給食への地場農畜産物の活用を推進します。

また、現在、津久井郡農協が地域の農業者と協力して実施している学校農園など、学校の授業に農業を取り入れた活動が更に広まっていくよう、学校との連携による食農教育に対する支援を行います。

【既存事業等の今後の取組】

事業名	事業内容	今後の取組
食育推進事業	保育園への講師派遣（「ふるさとの生活技術指導士」）による食育活動への支援	旬の地場農産物を知り、食の大切さを学ぶ保育園での食育活動の開催回数や内容の充実に向けた支援をしていく。
農業体験学習事業	小学校5・6年生を対象として、田植えから稲刈りまでの一連の農作業体験に加え、餅つき、料理体験など様々な活動を実施する事業への支援	参加児童が収穫の喜びや農業の大切さを理解する機会となる事業であり、より多くの児童に体験してもらえる取組を進めていく。



食育推進事業の様子



農業体験学習事業の様子

2 農畜産物のブランド化の促進

「やまといも」や「津久井在来大豆」など既にブランド化している農産物を広くPRしていく取組や、事業者や大学等との連携による新たなブランド化や商品開発を促進します。

【既存事業等の今後の取組】

事業名	事業内容	今後の取組
地場農産物 ブランド化促進事業	地場農産物の生産振興・消費拡大に向けたブランド化事業に対する支援	地域イベントへの出店などによる「さがみはらのめぐみ」の啓発や地場農畜産物の商品開発などへの支援を進めていく。



やまといも



津久井在来大豆

○やまといも

「さがみの長寿いも」とも呼ばれ、相模原を代表する農産物。棒状のもの、銀杏の葉のようなものなど様々な形があります。
年末の贈答品として人気の高い農産物です。

○津久井在来大豆

古くから緑区千木良地区周辺で栽培されてきた、大粒で甘みがあり、深いコクのある大豆です。
平成25年には、津久井郡農協が中心となり、県下5農協でロゴマークの商標登録をし、豆腐や味噌などの様々な商品に加工されています。



さがみはらのめぐみ

地産地消を推進する
イメージキャラクター
「さがみはらのめぐみちゃん」

3 直売所等の活用による販路拡大の支援

農協農産物直売所や市内市場への出荷支援、民間との連携によるイベントの開催や市主催イベント・まつり等での地場農畜産物販売コーナーの拡大等、農業者の販路拡大を支援します。

【既存事業等の今後の取組】

事業名	事業内容	今後の取組
野菜生産出荷奨励事業	農協農産物直売所及び市内市場への農産物の生産出荷に対する農業者への奨励金の交付	出荷奨励金の交付により、市内野菜生産者の市場や農協農産物直売所への出荷を促進することで安定的な販路を確保していく。



平成25年12月にオープンした
相模原市農協農産物直売所「ベジたべーな」



平成25年10月にオープンした
津久井郡農協農産物直売所「あぐりんず つくい」

5 農とのふれあいの推進

市民が、余暇、生きがい、教育、福祉等の様々な目的で日常的に農業にふれあうことができ、これを通じてコミュニティや新たな雇用を生み出す取組を推進します。

1 市民農園・体験型農園の開設促進

市民が土に親しみ、直接「農」にふれあい、農業に対する理解を深める場として、新たな市民農園の確保、体験型農園の開設を促進します。

【既存事業等の今後の取組】

事業名	事業内容	今後の取組
農家開設型市民農園 整備促進事業	特定農地貸付法又は市民農園整備促進法に基づき、農家等が整備する市民農園の整備に係る費用の一部に対する補助	参加者が様々な農産物の作付や栽培、圃場管理等に関する指導を受け、収穫まで一連の農作業を体験し、農業に対する理解を深めることができる農家開設型市民農園について農業者に周知する機会を増やし、新たな開設につなげるような取組を進めていく。



市民農園の様子

2 農業体験、農に関するイベントへの支援

農業まつりや市民朝市など市民が農業との関わりを深める事業を支援し、農業者主催の農業体験教室の開催を促進するなど、市民が農業を身近に感じ、都市農業に対する理解を深める取組や農業者と市民がふれあう機会を増やすための支援を行います。

【既存事業等の今後の取組】

事業名	事業内容	今後の取組
農業まつりへの支援	都市農業に対する理解を深める事業である農業まつりの事業に対する支援	市民と農業者のふれあう場づくりを推進し、都市農業に対する市民の理解を深め、地産地消を図るとともに、農畜産物を審査する共進会では、生産物の品質向上や農業者の生産意欲の向上などが図られており、更に参加者を増加させるために、事業の充実を図っていく。
市民朝市への支援	新鮮な地場農産物を供給する市民朝市の活動に対する支援	新鮮な地場農産物を定期的に供給することができ、農業者と市民の相互理解を深める機会となっているため、農業者及び利用者の意見を交えながら、他の開催場所での実施などの取組も支援していく。



農業まつりの様子



市民朝市の様子

3 農業と福祉の連携等による支援

働く意欲のある障害者に社会参加の場を提供し、自立を支援するため、農業を通じた活動となる農福連携は重要であり、農業者と障害者施設の連携による農作業委託事業の受入れ等の就労支援や、特例子会社の農業参入、農業者による障害者雇用などを促進します。

6 農業の多面的機能の活用

都市にふさわしい農業と農地利用において、防災や癒しなど市民の暮らしに深く関わる多面的な機能を活用するため、都市部と中山間地域の2つの地域特性をいかし、地域資源を積極的に活用するよう取り組みます。

1 災害時の防災上の空間の確保

建物が密集する都市部において、農地は貴重な空間であり、火災時における延焼の防止や地震の際の避難場所等としても多様な役割を果たすため、農地の有効利用を図ります。

2 心安らぐ癒しの空間の提供

津久井地域の里山や棚田等の伝統的な景観や市内各地で緑地空間や水辺空間としての役割を持つ農地には、心の安らぎや潤いをもたらす機能があるため、継続的な保全に取り組んでいきます。



青根地区の棚田の風景

3 地域資源をいかした農との連携

津久井地域では、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動となる「グリーン・ツーリズム」における農業体験や農産物加工体験を提供する取組や古民家を活用した宿泊施設の整備などを促進します。

5

重点プロジェクトについて



6つの基本施策のうち、各施策で重点プロジェクトを定めて事業を実施していきます。

重点プロジェクト I 担い手育成プロジェクト

基幹的農業従事者の平均年齢が67.5歳となっており、担い手の高齢化が進む中、今後の地域の中心的経営体となる新たな担い手の育成・確保が喫緊の課題となっています。

現在、市内における新たな就農希望者は増加傾向にあり、若い世代の割合が増えていることから、青年就農給付金を活用しながら就農後の定着を図るための支援をしていきます。

また、一定規模の農業経営を行うことができる新たな担い手として、農業への法人参入を促進し、地域の雇用の創出につなげる取組も進めていきます。

【達成目標】

項目	現状 (平成26(2014)年度末)	中間目標 (平成32(2020)年度)	最終目標 (平成37(2025)年度)
新規就農者数(累計)	49名 (H22~26年度の累計)	100名	150名

※新たに農地の利用権の設定を行う就農者(年齢は問わず)

【今後事業化や拡充を検討していく事業例】

	項目	取組内容
新規	新規就農者の定着の促進	経営規模の拡大等により中心的な経営体をめざす新規就農者に対し、定着の促進を図る。
拡充	認定農業者の育成・確保	相模原市農協及び津久井郡農協との連携による新たな認定農業者の掘り起こしや農業経営改善計画の実現に向けた支援を行う。
拡充	新規就農者に対する総合的な支援	市内への就農を促すため、農地のあっせんや補助制度など就農に必要な情報について、ホームページ等を通じて情報提供を行う。
拡充	農業への法人参入の更なる促進	農地中間管理事業などを活用し農地のあっせんを行うなど、法人の農業参入を促し、新たな雇用の創出を促進する。

重点プロジェクトⅡ 農地有効活用プロジェクト

農地の有効利用を行うには、耕作放棄地の解消に向けた取組とともに、「農地集積バンク」の機能を持つ農地中間管理機構や農地利用集積円滑化団体を活用し、経営規模の拡大を希望する経営体や農業へ参入した法人に農地を集積するための取組を進めます。

また、継続的に農業の生産性を向上させるため、土地改良事業を推進していきます。

【達成目標】

項目	現状 (平成26(2014)年度末)	中間目標 (平成32(2020)年度)	最終目標 (平成37(2025)年度)
農用地区域内の耕作放棄地の割合	9.1%	7%	5%

【今後事業化や拡充を検討していく事業例】

	項目	取組内容
拡充	経営規模を拡大する農業者への農地集積の促進	「農地集積バンク」の機能を持つ農地中間管理機構や農地利用集積円滑化団体の活用を更に進め、経営規模拡大をめざす農業者に対する農地の利用集積を促進する。
拡充	農業生産基盤の整備の推進	優良農地の保全に向けた取組や農業の生産性の向上をさせるための土地改良事業を推進する。
拡充	耕作放棄地対策の充実	農業委員会や相模原市農協及び津久井郡農協と連携しながら耕作放棄地の再生を図り、新規就農者や農業へ参入した法人等の担い手への農地の利用集積を促進する。
拡充	有害鳥獣被害対策の充実	イノシシの捕獲やサルの追払いなどの有害鳥獣被害対策について、専門知識や即時対応能力を有する民間事業者を活用することにより、効果的に農産物被害を軽減する。

重点プロジェクトⅢ 都市農業活性化プロジェクト

付加価値を高める農業への取組においては、農業の6次産業化や農商工連携の促進が必要であり、農業者自らが意欲的に所得の向上を図る取組に対して、より効果的な事業計画の作成支援や商品開発等に対する支援体制の充実を図ります。

【今後事業化や拡充を検討していく事業例】

	項目	取組内容
新規	農業の6次産業化への支援	県の関係機関等との連携による農業の6次産業化に対するポテンシャルの高い農業者の掘り起こしを行うためのセミナー・勉強会等の開催や、農業の6次産業化に向けた地場農畜産物を使用した商品開発等に対して、事業化を高めるための支援を行う。
拡充	地場農畜産物商談会の充実	農業者の販路拡充を促進するため、市内飲食店や食品加工業者等を対象とした商談会を定期的で開催する。

重点プロジェクトⅣ 地産地消・農業との交流プロジェクト

農畜産物の地産地消を更に推進するためには、顔が見え、話すことができる直売所での販売のほか、農業者と市民が交流する機会が必要となります。そのため、身近な食の機会である小・中学校の学校給食における調達等を支援します。

また、農業にふれあう場の提供により都市農業への理解の醸成を図ります。

【今後事業化や拡充を検討していく事業例】

	項目	取組内容
新規	学校給食への出荷支援	学校給食への地場農畜産物の提供を促すため、出荷の支援を行う。
新規	農業者と市民の交流の促進	農業者との収穫体験などを通じて、農業への理解を深めるための機会を提供する。
拡充	新たな農畜産物のブランド化の促進	事業者や大学等との連携による商品開発を行い、地場農畜産物のブランド化につなげる取組を支援する。
拡充	特例子会社の誘致等による「農福連携」の促進	特例子会社の農業参入や農業者による障害者の雇用の促進、障害者施設との連携による就労機会の増大を図るため、「農福連携」を促進する。
拡充	グリーン・ツーリズム等の取組の促進	「都市農村共生・対流総合対策交付金」など、国の補助制度を周知し活用する中で、地域資源の掘り起こしや地域の活性化を促進する。

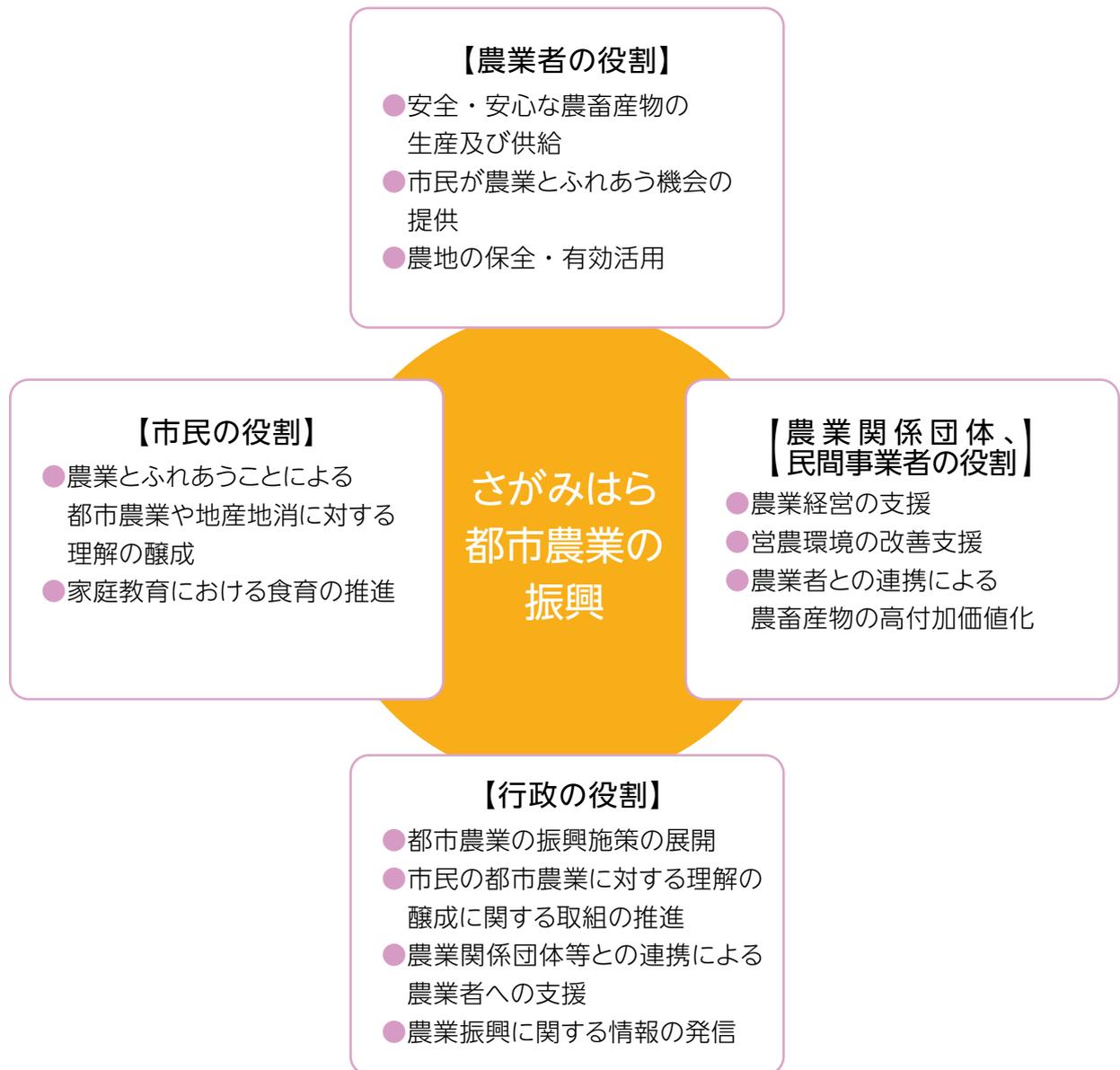
6

推進体制について



ビジョンの推進に当たっては、農業者、市民、農業関係団体及び民間事業者並びに行政が、それぞれの役割を果たす中で、農業全般に関して情報共有する機会を設けるなど密接に連携しながら、都市農業の振興を図っていきます。

また、本ビジョンに基づき実施する各事業については、新・相模原市総合計画の進行管理と併せ、「PDCAサイクル」の考え方を活用し、推進していきます。



附属資料

(仮称)新・都市農業振興ビジョン検討委員会委員名簿 (50音順・敬称略)

	所属団体等	氏名	備考
1	相模原市認定農業者連絡会 副会長	天 野 國 彦	
2	公募委員	池 田 珠三子	
3	麻布大学獣医学部 教授	大 木 茂	委員長
4	相模原市農業協同組合 理事	小 俣 シゲ子	副委員長
5	公募委員	上 島 都 子	
6	一般財団法人農村開発企画委員会 特任研究員	楠 本 侑 司	
7	株式会社藤野倶楽部 代表取締役	桑 原 敏 勝	
8	津久井郡農業協同組合 専務理事	坂 間 陸 二	
9	パルシステム生活協同組合連合会 産直開発課長	高 橋 英 明	
10	相模原市農業委員会 副会長	高 橋 三 行	
11	相模原市農業協同組合 常務理事	長谷川 辰 夫	

審議等の経過

会 議	開催日時	審議の内容
第1回	平成26年 7月23日(水) 10:00~	○(仮称)新・都市農業振興ビジョンの概要について ○審議スケジュール(案)について ○相模原市の農業の概要について ○相模原市における農業支援の取組について
第2回	8月12日(火) 9:30~	○現地視察
第3回	9月16日(火) 13:30~	○(仮称)新・都市農業振興ビジョンの基本理念・基本方針等について(たたき台) ○プレゼンテーション 「新規就農者の現状について」
第4回	10月15日(水) 14:00~	○プレゼンテーション 「パルシステムの活動を通じた相模原市の農業の可能性について」 ○(仮称)新・都市農業振興ビジョンの重点プロジェクトについて(たたき台)
第5回	11月18日(火) 14:00~	○(仮称)新・都市農業振興ビジョン検討委員会検討報告書骨子(案)について
第6回	平成27年 1月21日(水) 14:00~	○(仮称)新・都市農業振興ビジョンの策定に関する事項についての答申(案)について ○(仮称)新・都市農業振興ビジョンの策定に関する事項についての答申の時期及び今後の予定について
答申書提出	3月 9日(月) 15:00~	○市長に答申書を提出

用語解説

あ行

援農

都市住民等が、無償又は最低賃金以下の謝礼や農産物を得つつ、農家の農作業を手伝うもの。

か行

解除条件付き貸借

貸借契約の中に農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件を付すことで、農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づく農作業常時従事要件又は農業生産法人要件を満たすことなく、農地の使用貸借権又は賃借権を取得する方法。

基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間に普段仕事として主に自営農業に従事した者。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。滞在の期間は、日帰りの場合から、長期的又は定期的・反復的な（宿泊・滞在を伴う）場合まで様々。

耕作放棄地

農林業センサスにおいて、「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義される統計上の用語。

さ行

市民朝市

新鮮な農産物の提供、都市農業の振興及び農家と市民の交流を目的に行う、市内で採れた新鮮な野菜等の販売会。

市民農園

都市住民等がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

食農教育

食育と農業教育を一体として行う取組。農業体験等を通じて、「食」を支える農業や地域、自然との関わりについて、理解を深めることを目的とする。

新・相模原市総合計画

将来の相模原市をどのようなまちにしていけるのかを示す「まちづくりの指針」となるもので、市政全般の政策・施策・事業の方向性を定めたもの。基本計画期間は、平成22(2010)～31(2019)年度の10年間。

青年新規就農者

原則18歳以上45歳未満で、新たに農業を営もうとする者。

た行

特例子会社

障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をして設立した子会社。事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があるが、一定の要件を満たした場合、その子会社が雇用する障害者を、親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できる。

都市農業

都市の中で都市と調和しつつ存在する農業を、都市の周辺の近郊農業ととくに区別して、都市農業という。都市農業振興基本法第2条では「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と規定しており、消費地に近いという利点をいかした新鮮な農産物の供給といった生産面での重要な役割のみならず、身近な農業体験の場の提供や災害に備えたオープンスペースの確保、潤いや安らぎといった緑地空間の提供など、多面的な役割を果たしている。

土地改良事業

農用地や農業用水路、農道などの農業生産基盤の整備を行うもの。

な行

認定農業者

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、その計画が、市町村による認定を受けた農業者。

農業振興地域整備計画

都道府県による農業振興地域の指定を受け、市町村が定める計画。農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画、規模拡大・農用地等の効率的利用の促進計画などを定める。

農業生産法人

主たる事業が農業であり、農地法に規定された一定の要件を満たす法人。農地を所有することも借りることも可能。

農業まつり

「魅力とうるおいのある都市農業をめざして」をテーマに市民が本市農業に対する理解と親しみを深めてもらうことを目的に行う農業イベント。例年11月の第2日曜日に開催している。

農商工連携

地域経済活性化のため、地域の基幹産業である農林水産業と商業、工業等との連携を強化することにより、相乗効果を発揮しようとする取組。

農地中間管理機構

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理事業を行う主体（実施主体）。神奈川県では、公益社団法人神奈川県農業公社が指定されている。

農地の利用集積

農業経営体が、「所有」「借り入れ」「農作業受託」により、農地の利用を集約化すること。

農地利用集積円滑化団体

農業経営基盤強化促進法に基づき、農地利用集積円滑化事業を行う主体（実施主体）。相模原市では、相模原市農業協同組合が認可されている。

農福連携

「農」と「福祉」が連携することにより、農業分野で障害者等の働く場所づくりや居場所づくりを実現しようとする取組。

農用地区域

都道府県知事が指定する農業振興地域のうち、市町村長が定める農業振興地域整備計画の中で、農用地等として利用すべき土地の区域として定められた区域。農地の保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられる。

は行

人・農地プラン

集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」として、地域による話し合いを経て、市町村が策定するもの。地域の中心的経営体の確保や中心的経営体への農地集積などについて定める。

ら行

6次産業化

農業者が、農畜産物の生産（1次産業）だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売等（3次産業）にも取り組み、経営を多角化することで、農業所得の向上等をめざすこと。1×（+）2×（+）3次産業＝6次産業化。

さがみはら 都市農業振興ビジョン2025

平成28年(2016)年3月発行

発行者：相模原市

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-754-1111(代表)

編集者：相模原市環境経済局経済部農政課



**さがみはら
都市農業振興ビジョン
2025**
相模原市